

船舶保安システム規則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 5 月 20 日 規則 第 48 号

2010 年 5 月 20 日 理事会 承認

2010 年 5 月 20 日 国土交通大臣 認可

2010 年 5 月 20 日 規則第 48 号
船舶保安システム規則の一部を改正する規則

「船舶保安システム規則」の一部を次のように改正する。

3 章 船舶保安システムの審査

3.7 係船中の船舶

-2.を次のように改める。

- 2. 係船中の船舶を再び航行の用に供しようとするときは、次の(1)又は(2)による。
- (1) 係船前に有効な ISSC を有している船舶であって、係船期間が ~~42ヶ月~~6 箇月以内の場合は、原則として初回審査相当の臨時審査を行う。
 - (2) その他の場合は、臨時 ISSC 発行のための審査を行う。

附 則

- 1. この規則は、2010 年 7 月 1 日から施行する。